

渋川市投票立会人公募要領

令和 7 年 4 月 1 日

渋川市選挙管理委員会

1 応募要件

以下の要件に全て該当する方が投票立会人に応募できます。

- 渋川市の選挙人名簿に登録されていること。
- 公職選挙法（第 11 条、第 252 条）又は政治資金規正法（第 28 条）に該当する選挙権を有しない者でないこと。
- 渋川市暴力団排除条例第 2 条第 2 号（暴力団員）に該当しないこと。

2 投票立会人の仕事内容

投票立会人の仕事内容は主に以下のとおりです。

- 投票手続全般について公正に行われていることを監視すること。
（投票箱の閉鎖、投票用紙の交付状況、投票箱への投函、投票用紙の持ち帰りが
ないかなどの確認）
- 投票録の確認と署名、押印
- 投票終了後の開票所への投票箱の送致

3 立会時間

当日投票所での立会時間は、原則 7 時から 18 時までです。

※ 準備のため 6 時 40 分に投票所集合とします。投票終了後、立会人の内 1 人が投票管理者と一緒に開票所へ投票箱を送致したら終了となります。投票所によって開票所までの往復に要する時間が異なりますが、19 時前後には終了となる見込みです。

4 立会場所

市内のいずれかの投票所での立会いとなります。

※ 基本的には住所地の投票所での立会いをお願いしますが、住所地と異なる投票所で立会いをお願いする場合があります。

5 報酬額

10,900円／日

※「渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

※報酬は、当日現金でお支払いします（源泉徴収額は差し引かれます。）。

6 応募方法

投票立会人登録申込書を渋川市選挙管理委員会に持参又は郵送で提出するか、電子申請により応募してください。

【提出先】

渋川市選挙管理委員会（市役所本庁舎2階 総務課窓口）

住所 〒377-8501 渋川市石原80番地

電話 0279-22-2334

【電子申請】



7 投票立会人に選任されるまでの流れ

- （１）投票立会人登録申込書を選挙管理委員会が受領し、応募要件を確認します。
- （２）応募要件を満たしていれば投票立会人候補者名簿に登録します。
- （３）登録の有無について連絡します。
- （４）選挙期日が決定したら、御都合を確認します。
- （５）立会いが可能な場合、選任通知を送付します。
- （６）選任通知に同封された承諾書を返送してください。
- （７）投票日当日の立会いをお願いします。

※ 解散による衆議院議員総選挙の場合など選挙期日決定から投票日までの期間が短い場合もあります。

※ 申込時期などから投票立会人に選任されない場合もありますので、ご了承ください。

8 立会いに当たっての注意事項

○持参いただくもの

- ・ 印鑑（シャチハタでないもの）
- ・ マイナンバーカード

※ マイナンバーカードは、報酬をお支払いするに当たって、マイナンバーの確認をさせていただくために必要となります。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、マイナンバーが確認できる書類（通知カードなど）と身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。

○昼食は、お弁当を用意します。

○立会時間内に外出することはできません（休憩、食事などは投票所の施設内で行っていただきます。）

○投票に関する秘密のほか立会いしたことで知り得た秘密について、一切、他人に漏らしてはいけません。

○投票立会人は公正、中立でなければなりません。選挙人に疑義を抱かせることのないよう、誠実かつ公正に立会に臨んでください。

○投票立会人に選任されたら、病気や事故その他やむを得ない理由がない限り、立会人を辞退することはできません。投票立会人がいなければ、投票を開始することができず、投票しようとする方の機会を奪うことになりかねません。立会いができない状況になったときは必ず選挙管理委員会に連絡をしてください。

9 その他

○渋川市から転出したとき、選挙権を喪失したとき、選挙人名簿から抹消されたときなど応募要件を満たさなくなった場合には、投票立会人候補者名簿から除かせていただきます。

○登録内容に変更が生じたとき、登録を解除したいときは投票立会人登録変更・辞退届を選挙管理委員会に提出してください。